

令和6年度

水質検査計画



中種子町 水道課

～ 目 次 ～

■はじめに.....	1
1. 水質管理に関する基本方針.....	2
2. 水道事業の概要.....	3
3. 水源及び水道水の水質状況.....	4
4. 定期の水質検査.....	5
5. 臨時の水質検査.....	11
6. 試料(検体)の採取及び運搬方法.....	11
7. 検査方法(委託内容).....	12
8. 検査結果の評価.....	13
9. 検査計画の見直し.....	14
10. 検査の精度と信頼性保証.....	15
11. 関係者との連携(緊急時含む).....	16
12. 水質検査計画および検査結果の公表方法.....	17
13. データ.....	18
別表1:(検査項目及び検査頻度(浄水)).....	19
別表2:(検査項目及び検査頻度(原水)).....	30
別添資料(原水及び浄水採水位置図).....	34

■はじめに

水質検査は、利用者みなさまに安全な水を供給するために不可欠であり、水質管理を徹底する上で、最も重要なものです。近年における水道環境は、新たな化学物質の問題など、その対策は全国的にも急務とされ、各事業者が抱える問題も多種多様であるといえます。

また、中種子町の水道事業は、平成29年度まで中種子町上水道事業と中種子町簡易水道事業にて運営しておりましたが、平成30年4月からは、中種子町簡易水道事業を統合し、全地域において、中種子町上水道事業として新たな水道事業の運営を開始いたしました。

そういった背景の中、利用者みなさまにより安心して水道を利用していただけのように、中種子町においても令和6年度の「水質検査計画」を作成し、地域の水質状況を考慮した水質管理体制の構築を目指しております。この「水質検査計画」においては、安心して水道を利用いただくために「どこで」「どのような項目を」「どのくらいの頻度で」検査を行うべきかということを検討しております。また、その前提となる、現在の水道における水質状況や水質管理上の問題点なども明らかにしています。

安全で良質な水道水を供給するためには、徹底した水質管理を行う必要があることはいまでもありません。その一方で、水質管理を行うためには相応のコストが必要であり、そのコストは利用者の皆様からいただく水道料金によってまかなわれています。したがって、水道料金を抑えながら、安全で安心な水をご使用いただくためには、水質検査を的確に行い、適切な水質管理を行うことが重要です。この水質検査計画において、本町の抱える水質管理上の問題点をご理解いただいた上で、地域の水質管理を一緒になって考え、行動していただければ幸いです。

中種子町では、次年度以降も水質の状況変化に応じた水質検査計画の見直しを行い、利用者みなさまにより一層安全で安心な水を供給することに努めてまいります。

1. 水質検査に関する基本方針

水質検査を行うにあたって、合理的な効率化を図り、安全性を確保しながら水質検査にかかるコストを低減します。「水質基準に関する省令」に定められている基準項目におきましても、地域や水源の特性、水源周辺環境、過去の検査結果を検討の上、検査頻度の低減を行います。

また、水質管理目標設定項目につきましても、各地域での農薬等の使用実態を踏まえ、変動を監視すべき項目について検査を行うか検討します。

さらに、原水の水質検査につきましては、水道事業における水質管理の基本であると共に、その水質変動は、今後の水源保全の基礎データともなるため、原則、年次変化を把握できるよう定期的に行います。

水質検査の実施箇所及び頻度につきましても、検査項目同様にコストと安全性の双方の観点より、最も合理的かつ効率的な地点と頻度を選定します。

その他、水質検査に関しては、検査及びその結果に対する対症療法的措置のみを意識するのではなく、水質管理の観点から専門機関や関係各位との継続的な連携による水源汚染の予防措置を重視して、計画及び検査の実施を行っていくものとします。

- (1) 水質検査の対象は、原則として中種子町内の各配水池から町内の給水栓に供給される水道水及びその原水とします。
- (2) 水道法で検査が義務付けられる各水系(配水池ごとに定めた水道水の系統)の水道水の他に、鋼管使用による蛇口からの鉛溶出の検査と、水質汚染を監視する目的で各水系の原水検査も行います。
- (3) 採水地点は原則として各水系1箇所(原水及び水道水)とします。
- (4) 各水系の水道水(浄水)については、水道法により定められた検査項目を実施します。
また、各水系の水源(原水)については、年1回の39項目の検査に加え、リスクレベルに応じて、指標菌及びクリプトスポリジウム等、原水の汚染の監視を目的とした検査も実施します。さらに、必要に応じて水質管理目標設定項目の検査も予定しています。
- (5) 水質汚濁事故等のように水道法の水質基準を維持することが危ぶまれる事態においては速やかに臨時水質検査を実施します。

2. 水道事業の概要

2.1 各施設の概要

水道事業概要については以下の表のとおりです。

令和5年3月31日現在

水道種類	施設名	水源名	所在地	建設年	給水人口 (人)	給水能力 (m ³ /日)	浄水処理及び 給水方法
上水道	中種子町上水道	平鍋第二水源地	野間 2386-1	昭和33年	6,517	4,950	緩速ろ過 塩素滅菌
		古房深井戸		平成29年			
		二十番深井戸	増田3013-2	令和3年			
		荒崎水源地	納官 5164-1	昭和30年	389	245	急速ろ過 塩素滅菌
		脇之川水源地	納官字脇之川	平成24年			
		北部第2水源地	増田字西川原山 3001番地44	平成17年	156	110	急速ろ過 塩素滅菌
		北部水源地 (予備)	増田深迫 2936	昭和58年	-	230	緩速ろ過 塩素滅菌
		北部第3水源地		平成27年	288	210	急速ろ過 塩素滅菌
		南部水源地	坂井 1692	昭和63年	110	65	急速ろ過 塩素滅菌

3. 水源及び水道水の水質状況

検査対象施設・水源			
施設名	水源名	浄水採水施設	水質検査結果
中種子町上水道	平鍋第2水源地(大渡瀬川) 古房深井戸 二十番深井戸	中田公民館 【中田配水池系】	※町内の水道水は水道法の水質基準を満たしており、安全で良質な水が配水されています。
		中種子町温泉保養センター 【熊野配水池系】	
		岩岡小学校 【阿高礎配水池系】	
	荒崎水源地 脇之川水源地	竹之川公民館 【坂元配水池系】	
		牧川公民館 【牧川配水池系】	
	北部第2水源地	種子島空港 【北部第2配水池系】	
	北部第3水源地 【北部水源地(予備)】	男淵女淵の滝 公衆トイレ 【北部第3配水池系】	
		大塩屋 公衆トイレ 【大塩屋配水池系】	
		向井町公民館 【中之町配水池系】	
	南部水源地	衣之平公民館 【南部配水池系】	

※ 水質検査結果については、中種子町ホームページ、または、水道課窓口にて詳細を閲覧できます。

4. 定期の水質検査

4.1 水質基準

浄水の水質については、「水質基準に関する省令」によって供給される基準が定められています。(水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表参照)

基準は概略、「病原性微生物」と「化学物質」に関するものに分類されており、以下のような考え方で設定されています。

4.1.1 病原性微生物に関する水質基準の考え方

① 一般細菌

浄水が適切に消毒されているかを示す指標であり、この項目が大きく増加した場合は、原水への生活排水等の混入の疑いがあります。

1mL 中に 100 以下であれば、水道水による集団感染等が起きないことを理由に基準が設定されています。

② 大腸菌

水による感染症の多くが人や動物の糞便に由来とすることから、水が糞便に汚染されていないかを確認するために検査します。

100mL 中に1つもいないことが基準となっています。(検出されないこと)

4.1.2 化学物質に関する水質基準の考え方

毒性等のある全ての物質を検査することは現実的でないため、基準値の10%を超えて検出された項目、又は超える可能性の高い項目について、当該基準値を水質基準として定めています。

判断基準となる基準値は下記の考え方で設定されています。

① 健康関連項目

50kg の人が毎日2リットルの水を飲み続けた場合でも影響のない値(又は、影響が出始める値の10%)が1日の摂取量の上限とされています。

この上限値に対して、水道水以外から摂取することも考慮して、上限値の10%(消毒副生成物の場合は水道水以外からの摂取の可能性が低いいため20%)が基準値として設定されています。

② 生活上支障関連項目

色・濁り・においやそのもととなる物質などの、水道水を利用する上で困る項目については、障害を生じる濃度を基に基準値が設定されています。

4.2 浄水の検査

浄水(利用者のみなさまに給水される、原水を処理した後の水)の検査につきましては、水道法施行規則第15条(定期及び臨時の水質検査を規定している厚生労働省令、以下「省令」と略します。)の定めにより、下記にて検査を行います。

4.2.1 水質検査項目と頻度

1) 毎日検査項目

給水されている水に異常がないことを確かめるため、1日1回、色・濁り・残留塩素の3項目の検査を行います。

- ・ 色、濁り：試験管に採水して、目視にて確認します。
- ・ 残留塩素：試験管に採水後、試薬を入れ、着色度合いにより残留塩素濃度を測定します。(この項目を測ることで消毒が適切に行われているかを確認することが出来ます。)

2) 毎月検査項目

水道水の安全性を確保するためには、安全等に直接関わる項目については、より高い頻度での検査が望ましいところですが、検査頻度が高いほど負担していただく料金への影響も大きくなります。そこで、合理的な検査頻度での検査が必要となります。

長年にわたる全国的な実績から、経験則として毎月1回の検査で大きな問題は生じないことが言われており、省令もこの経験をもとに定められています。また、省令では、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の7項目については、自動計測機等で連続的に測定を行う場合は検査頻度を減らすことができます。しかしながら、本町においては規模的にも連続測定を行う設備を持っていないため、検査頻度は減らさず、安全性に直接関わる一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、全有機炭素、pH、味、臭気、色度、濁度の9項目については、毎月1回の検査を行います。但し、藻類に起因する項目(ジェオスミンと2-メチルイソボルネオール)については、藻類発生が考えられる時期に、必要回数検査を行うこととします。

- ・ いずれの項目も詳細な検査を行うため、検査専用の採水容器に採水後、水質検査機関に依頼して検査を行います。

- ・ 毎月検査項目である一般細菌・大腸菌は、病原性微生物の混入を疑わせる指標と考えられている項目です。毎日検査に加え、毎月検査を的確に行うことで、水道水を原因とする病気等の感染を確実に防止するとともに、常に安心・安全な水道水の供給が行えるようにしています。

3) 3ヶ月に1回検査する項目

上記1)2)以外の項目については、病原性微生物のように短期的に危険に晒される項目ではなく、比較的長期間での摂取等が問題となります。このような項目について、近年の全国的な調査により、年4回(季節変動を考慮)以上の検査を行えば、毎月1回の検査と同等の結果が得られることが明らかになっているため、本町においても省令に基づき、原則3ヶ月に1回検査を行います。

但し、消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目以外については、原水に起因する項目なので、水源状況が安定している場合には大きな変動はありません。このため、過去のデータで基準値を大きく下回っている場合は、水源状況の安定性を考慮した上で、省令に基づき、下記基準で検査回数を減らして効率的な水質検査を行うことが可能です。

- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の10%以下の場合、検査頻度を3年に1回に低減することが可能です。
- ・ 過去3年間の検査結果が基準値の20%以下の場合、検査頻度を1年に1回に低減することが可能です。

具体的には下記の頻度で水質検査を行います。

- ・ 消毒剤及び消毒副生成物に起因する項目については、人為的要因であること及び、省令の規定により検査頻度は減らさず3ヶ月に1回とします。
- ・ 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素については、省令の規定では検査頻度を減らすことが出来ませんが、肥料や生活排水、工場排水の影響を受けやすいため、3ヶ月に1回検査を行います。
- ・ その他の項目については、水源状況の安定性を考慮した上で、省令の基準に基づき検査回数を減らして効率的な水質検査を行います。

4) 「鉛及びその化合物」に係る検査項目

この検査項目の採取方法については、毎分約5リットルの流量で5分間流して捨て、その後15分間滞留させたのち、先と同じ流量(毎分5リットル)で流しながら開栓直後から5リットルを採取し、均一に混合してから必要量の検査用試料を採水容器に分取する方法とし、より精密な検査を行います。

平成15年に改正された省令では、上記3)の項目のほとんどについて、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがない場合は、水源の状況に応じて検査を省略することが出来ます。しかし、本町では水道水の安全性をより確実にするため、検査の回数を減らせる対象項目や省略可能な対象項目についても年1回検査を実施します。

《検査内容》

※ 各浄水施設の検査項目と検査頻度については、別表1(P-19～)を参照。

※ 基準項目番号44の非イオン界面活性剤の項目につきましては、過去の検査結果が基準値の50%を一度も超えたことがなく、水源付近等に汚染源が確認できないことより、平成29年度から省略対象項目としました。なお、年1回の51項目の検査にて、水質の安全確認を行います。

4.2.2 採水場所

- ・ 給水栓水(蛇口の水)を検査する地点とします。
- ・ 水源系統(配水系統)ごとの末端の蛇口の水を採水場所と設定し、各検査項目で異なった給水栓が選択されないように注意します。
- ・ 採水地点は表4.2-1及び別添資料のとおりです。

表4.2-1 採水地点一覧

種類	施設名	給水栓水		原水			
		No	採水地点	No	採水地点	No	採水地点
上水道	中種子町上水道	1	中田公民館	1-1	大渡瀬川	1-2	平鍋第3水源地
			温泉保養センター 岩岡小学校	1-3	古房深井戸	1-4	二十番深井戸
		2	竹之川公民館	2-1	荒崎水源地	2-2	脇之川水源地
			牧川公民館				
		3	種子島空港	3-1	北部第2水源地	-	-
4	男淵女淵の滝 公衆トイレ 大塩屋公衆トイレ 向井町公民館	4-1	北部第3水源地	4-2	北部水源 (予備)		
5	衣之平公民館	5-1	南部水源地	-	-		

4.3 原水の検査と水質管理目標設定項目の検査

原水(水源からの直接取った、消毒等の処理をする前の水)の検査については、水源状況を把握する上で、定期的な検査によって変動傾向を監視するため、下記にて検査を行います。

4.3.1 原水の水質検査項目と頻度

原水については、消毒処理による副生成物及び味を除く39項目を年1回検査します。(具体的な項目は水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表(P-18)を参照して下さい。)

また、原水の水質検査については、水道水質管理の上で最も重要な情報の1つでもあることから、厚生労働省健康局水道課長通知(健水発第1010001号)に基づき、経年変化を把握するため年1回行います。

また、クリプトスポリジウム等、耐塩素性病原生物の検査とその指標となる指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)の検査を「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づき、原水の種別や過去の指標菌検出状況から、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれを判定します。

判定基準及び検査頻度については下表のとおりです。

表4.3-1 判断基準

リスクレベル		汚染のおそれの判断		
		原水の種別	指標菌検出状況	
			検出	未検出
レベル1	汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水のみの水		○
レベル2	当面汚染の可能性が低い	地表水が混入していない被圧地下水以外の水		○
レベル3	汚染のおそれがある	地表水以外の水	○	
レベル4	汚染のおそれが高い	地表水	○	

地 表 水: 河川表流水、ダム水、湖沼水等の、地表面に存在する陸水

被圧地下水: 粘土層等の不透性の地層に挟まれた帯水層内に存在し、被圧されている地下水

表4.3-2 検査頻度

リスクレベル	検査頻度	
	指標菌検査	クリプトスポリジウム等検査
レベル1	3年に1回、井戸内部の状況点検	
レベル2	3ヶ月に1回以上	—
レベル3	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上
レベル4	毎月1回以上	3ヶ月に1回以上

水源ごとにレベル1(汚染の可能性が低い)からレベル4(汚染のおそれが高い)まで分類し、それぞれのレベルに合わせた項目・頻度で検査を行います。しかし、レベル1の原水においても、水道水の安全性をより確実にするために、指標菌検査を3ヶ月に1回(レベル2相当)実施します。

(各原水の検査頻度につきましては、別表2を参照してください。)

4.3.2 採水場所

各水源地を検査地点とし、各水源地の採水口を採水場所と設定します。(採水地点は前出の表4.2-1 採水地点一覧及び別添資料を参照して下さい)

4.3.3 水質管理目標設定項目の検査

水質管理目標設定項目の検査については、将来にわたり水道水の安全の確保等を万全に期する見地から、必要に応じて検査を行うことを検討します。また、農薬類については引き続き地域での使用状況を調査して、浄水で検出される可能性の高い項目を適切に選定することとします。

5. 臨時の水質検査

給水栓水(蛇口から出る水)が水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。以下がその要件です。(※ 継続的に水質を評価する観点から、定期検査と臨時検査の委託先は同一の水質検査機関とします。)

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水地域及びその周辺において、消化器系感染症が流行したとき
- ④ 浄水過程に異常が起こったとき
- ⑤ 送水管等の工事その他水道施設が著しく汚染されるおそれがあるとき
- ⑥ 原因不明の色、濁り、pH 値の異常、臭いなど水質に変化があるとき
- ⑦ 浄水施設等の新設後の通水開始前
- ⑧ その他特に必要があると認められたとき

臨時検査の検査項目につきましては、現状を把握し関係機関と協議の上、項目を決定いたします。

6. 試料(検体)の採取及び運搬方法

- ・定期的な水質検査を実施する際は、検査日程、検査地点、採取方法を遵守し、検査に必要な専用容器を使用します。
- ・運搬の際は、クーラーボックス等に入れ保冷し、破損防止の措置を施します。
- ・検査機関への試料の受け渡しは、最初の試料採水後、告示法で定められている検査項目が実施可能な対応を行います。

7. 検査方法(委託内容)

毎日検査以外の検査については水質検査機関に委託して行います。水質検査機関に委託する際には、検査について下記要件を確認することとします。

- ・ 厚生労働大臣の登録を受けた者であること。(水道法第20条第3項)
- ・ 水質検査結果を評価し、本町の水道に対して助言等を行う見識を有する機関であること。(水道技術管理者等が配置されていること)
- ・ 信頼性保証システム(第三者機関の監査を含むシステム)としてISO9001等の認証を取得していること。また、認証内容は、水質検査業務及び水質検査に係る事務業務が含まれていること。
- ・ 検査方法において下記が遵守されていること。
 - ① 水質検査全般の検査方法については、「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成15年厚生労働省告示第261号)によること。
 - ② 遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法については、水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法(平成15年厚生労働省告示第318号)によること。
 - ③ その他の検査を行う場合は、上水試験方法(日本水道協会)等によること。

令和5年度の水質検査については、上記の要件を満たした厚生労働省の登録検査機関である(公社)鹿児島県薬剤師会試験センターに委託しました。

8. 検査結果の評価

各家庭へ給水されている水道水(浄水)は、水道法に基づいた検査をもとに検査が行われています。また、これらの項目には、それぞれ安全と認められる水質基準が定められております。水質検査の結果、もし基準を超える項目があった場合には、直ちに原因究明に努め、安全性を確保するために必要な措置を講じます。さらに、検査結果に異常があった場合には、直ちに再検査を行うこととします。

8.1 病原性微生物に関する項目の評価

基準検査項目のうち、一般細菌及び大腸菌の項目については、直接的に病原性微生物による汚染の可能性を示すものなので、基準を超えている場合には、直ちに水質異常時として取り扱い、詳細確認の後、関係各所との連携にて給水停止等の所定の処置を講じます。また、塩化物イオンなどの毎月検査を行う残り7項目についても、病原性微生物との関連が深い指標であるため、検査結果が大きく変動した場合には、水質汚染の可能性を検討します。

8.2 毒物に関する項目の評価

水銀とシアンについては、安全性を考慮して、検出された量が微量で、仮に長期にわたり摂取したとしても健康に影響しない値が基準値とされていますが、基準値を超過した場合には、詳細確認の後、関係各所との連携にて所定の処置を講じます。

8.3 健康に関する項目の評価

健康に関する項目(カドミウム、ヒ素、鉛、など)については、長期的な影響を考慮して基準設定がなされています。しかし、明らかに基準値以上であった場合は、直ちに原因究明を行うとともに、低減化対策を講じます。基準値超過が継続するようである場合は、水質異常とみなして、関係各所との連携にて所定の処置を講じます。

8.4 水の性状に関する項目の評価

性状に関する項目(亜鉛、マンガン、アルミニウム、ナトリウム、鉄など)については、洗濯物への着色など、利用者の生活活動への障害をおこす可能性があるため、基準値以上であった場合は、水質異常とみなして関係各所との連携にて緊急対策等の所定の処置を講じます。

8.5 水質異常時の対応

水質に異常等が認められた場合には、検査機関と協議の上、必要と思われる項目について至急検査を行うこととします。また、給水区域内の自治会長等へ連絡するなど、状況の連絡周知に努めます。検査結果の内容により必要に応じて、関係各所との連携にて給水停止等の所定の処置を講じます。

9. 検査計画の見直し

水質検査の実施については、検査計画に従って行いますが、以下の場合には検査の計画を見直すものとします。

- ① 水源の変更(新規、増設等)を行った場合。(過去データによる検討が不可能になるため。)
- ② 処理方法について、追加又は削除等の変更(ろ過方法の導入や変更等)が生じた場合。(過去データによる検討が不可能になるため。)
- ③ 水源周辺に異常が確認された場合。(水源水質の安全が確認できる計画に変更)
- ④ その他検査計画の変更が必要と認めた場合。

10. 検査の精度と信頼性保証

本町においては水質検査設備を保有していないため、毎日検査等の簡易な検査以外の水質検査は、毎年、水質検査機関に委託しています。

このため、水道法施行規則の改正に伴い委託水質検査機関に対して、水質検査の結果の根拠となる書類、精度管理の実施状況及び厚生労働省等による外部精度管理調査に係る資料、水質基準項目に関する品質管理の認証(水道 GLP、ISO9001 等)取得やこれに類する取組の状況に関する書類を確認するとともに、必要に応じて検査施設への立入検査、実施の水質検査機関における水質検査業務の確認に関する調査(日常業務確認調査)を実施し、技術能力の把握を行います。

具体的には、以下の要件を満たしていることを条件としています。

10.1 検査の精度

水質を管理するために行っている検査結果は、正確なデータでなければなりません。検査の精度(正確さ)を確保することが、重要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ・ 検査が可能な検査施設を有していること。
- ・ 知識経験を有する者が検査を担当し、その人数が5人以上であること。
- ・ 厚生労働省の実施する外部精度管理の結果が継続的に良好であること。

10.2 信頼性の保証

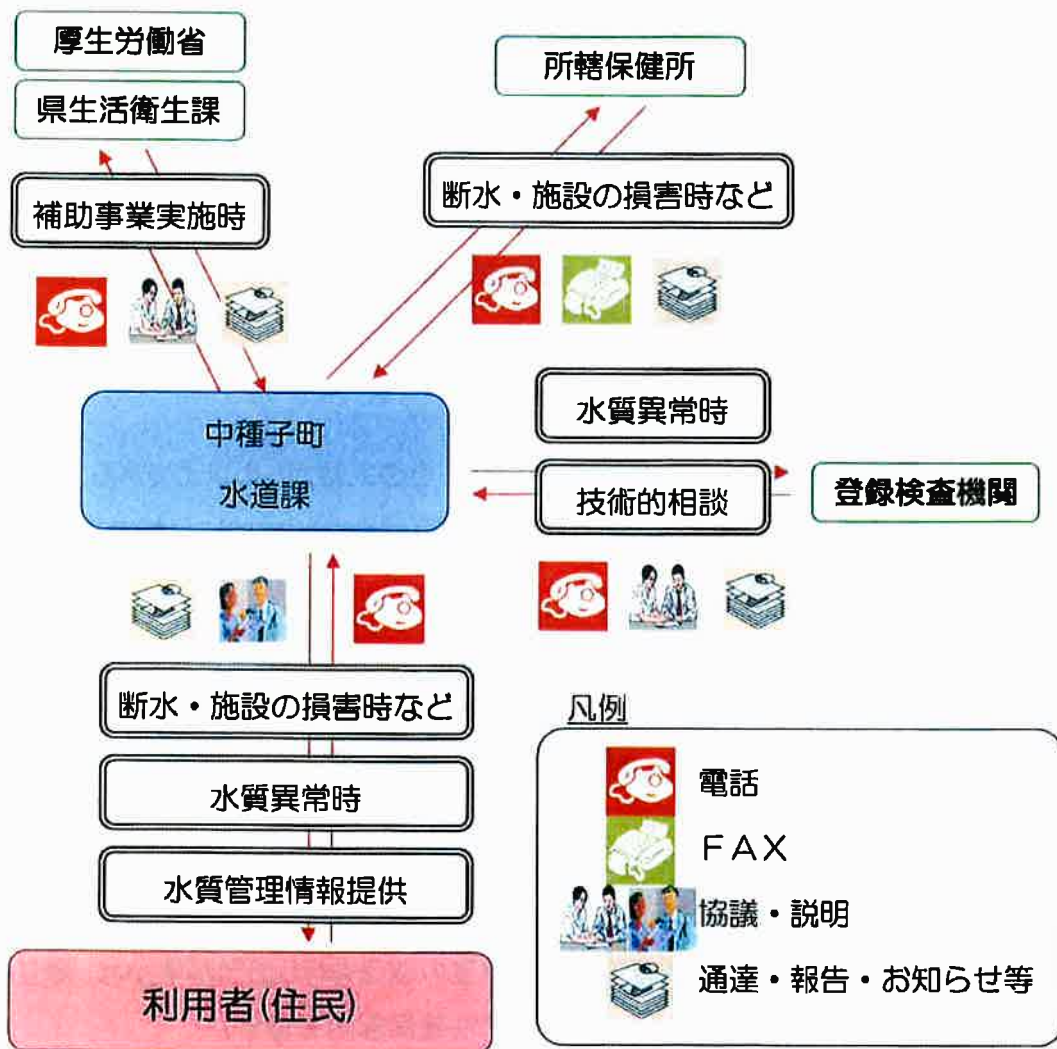
検査の工程だけではなく、結果の改ざんは言うまでもなく、検体や検査結果の取り違え等、検査以外での工程(事務業務及び連絡業務等)についても信頼性の保証が必要であることから、委託する際には、以下の要件を満たしていることを確認します。

- ① 水質検査を行う部門に専任の管理者が置かれていること。
(水質検査部門管理者)
- ② 専ら水質検査業務の管理及び精度の確保を行う部門が置かれ、専任の管理者が置かれていること。(信頼性確保部門管理者)
- ③ 信頼性保証システム(第三者機関の監査を含むシステム)として、ISO9001の認証を取得していること。
- ④ ISO9001の認証の内容は、水質検査業務及び水質検査業務に係る事務業務等が含まれていること。

11. 関係者との連携(緊急時含む)

利用者(住民等)からの問合せ、自然災害または水源での事故及び水質に異常が認められる時など、緊急時に各水道関係機関との連絡等が必要になった場合に、連絡を迅速かつ正確に行うために、事態の状況判断や対応内容の役割を明確にすることを目的としたものです。

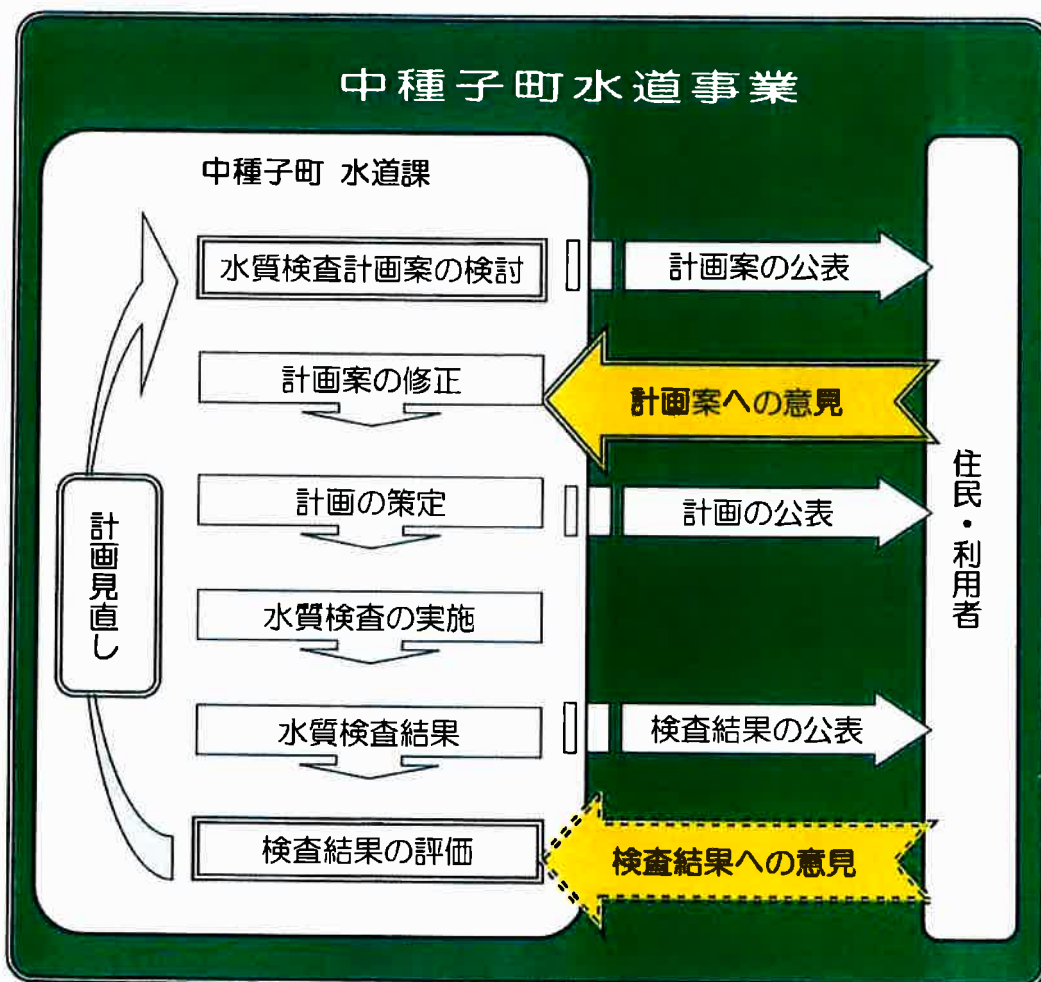
関係者との連携については、下図に示す内容・方法で行います。



12. 水質検査計画および検査結果の公表方法

安全でおいしい水を提供するために、本町では水質検査計画と検査結果を水道課窓口及びホームページに掲載するなどして閲覧できるようにし、住民のみなさまにお知らせいたします。また、これらの事項につきまして、住民のみなさまからご意見をいただくことで、より各地域の水道にあった水質検査計画にすることが出来ると考えています。

次の世代にも安心・安全な水道を残していくために、みなさまのご協力をお願いいたします。



13. データ

水質基準項目と検査頻度及び省略の基準表

番号	省令 番号	項目	基準値	検査 回数	検査回数の減	省略の可否	原水 39項目	
1	01	一般細菌	100/mL	毎月	省略不可 ↓ 検査頻度 1回/3ヶ月	-	●	
2	02	大腸菌	検出されないこと				●	
3	38	塩化物イオン	200mg/L				●	
4	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L				●	
5	47	pH値	5.8~8.6				●	
6	48	味	異常でないこと				-	
7	49	臭気	異常でないこと				●	
8	50	色度	5度				●	
9	51	濁度	2度				●	
10	10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L	年4回	省略不可	-	●	
11	21	塩素酸	0.6mg/L			-		
12	22	クロロ酢酸	0.02mg/L			-		
13	23	クロロホルム	0.06mg/L			-		
14	24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L			-		
15	25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L			-		
16	27	総トリハロメタン	0.1mg/L			-		
17	28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L			-		
18	29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L			-		
19	30	ブロモホルム	0.09mg/L			-		
20	31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L			-		
21	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	年4回	「臭素酸」については、「検査回数 の減」不可項目 水源の水質が大きく変わるおそれ が少ない場合であって、過去3年 間の検査結果が全て基準値の 20%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/年 全て基準値の 10%以下の場合 ↓ 検査頻度 1回/3年とすることが出来る	-	●	
22	09	亜硝酸態窒素	0.04mg/L			-		
23	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L			-	「ホウ素」については、 原水が海水の場合は省略でき ない	●
24	26	臭素酸	0.01mg/L			-	「臭素酸」については、 オゾン処理の場合及び次亜塩 素酸消毒の場合は省略できない	●
25	03	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L			-	過去の検査結果が基準値の 50%を超えたことがなく、か つ、原水並びに水源及びその 周辺の状況から検査する 必要がないことが明らかな 場合は省略することができる	●
26	04	水銀及びその化合物	0.0005mg/L			-	●	
27	05	セレン及びその化合物	0.01mg/L			-	●	
28	07	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L			-	●	
29	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L			-	●	
30	36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L			-	●	
31	37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L			-	●	
32	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L			-	●	
33	40	蒸発残留物	500mg/L			-	●	
34	41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L			-	●	
35	44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L			-	●	
36	45	フェノール類	0.005mg/L			-	●	
37	06	鉛及びその化合物	0.01mg/L			-	●	
38	08	六価クロム化合物	0.02mg/L			-	●	
39	32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L			-	●	
40	33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L			-	●	
41	34	鉄及びその化合物	0.3mg/L			-	●	
42	35	銅及びその化合物	1.0mg/L			-	●	
43	14	四塩化炭素	0.002mg/L			-	●	
44	15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L			-	●	
45	18	シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L	-	●			
46	17	ジクロロメタン	0.02mg/L	-	●			
47	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	-	●			
48	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	-	●			
49	20	ベンゼン	0.01mg/L	-	●			
50	42	ジェオスミン	0.00001mg/L	月1回	藻類の発生が少ないことが明らかな 期間を除く	-	●	
51	43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L			-	●	

別表1

検査項目及び検査頻度 (浄水)

(令和6年度)

(令和3年1月～令和5年12月の検査結果に基づき作成)

No	項目	令和6年度検査予定												基準値	測定値(μg/L)		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		1. 1/5	2. 1/10	2022.10.01~ 3年間の最大値
1	一級細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物	○			○									0.003	0.0005	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	○			○									0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	○			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物	○			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	○			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物	○			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸塩	○			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアニドイオン及び塩化シアニ	○			○									0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○				○		10	2.0	1.0	1.5
12	フッ素及びその化合物	○			○									0.5	0.15	0.08	0.08未満
13	水素臭素及びその化合物	○			○									1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化砒素	○			○									0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	○			○									0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2-(2-ジイソプロピルフェニル)-2-プロパノール	○			○									0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン	○			○									0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	○			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン	○			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン	○			○									0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩化銅	○			○									0.5	-	-	0.11
22	クロロ酢酸	○			○									0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○									0.05	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○									0.03	-	-	0.003未満
25	ジブromoクロロメタン	○			○									0.1	-	-	0.011
26	臭素酸	○			○									0.01	-	-	0.001未満
27	トリハロメタン	○			○									0.1	-	-	0.023
28	トリクロロ酢酸	○			○									0.03	-	-	0.003未満
29	ブromoクロロメタン	○			○									0.03	-	-	0.003
30	ブromoホルム	○			○									0.05	-	-	0.009
31	ホルムアルデヒド	○			○									0.08	-	-	0.008未満
32	遊離臭素及びその化合物	○			○									1.0	0.20	0.10	0.03
33	アルミニウム及びその化合物	○			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物	○			○									0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物	○			○									1.0	0.20	0.10	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	○			○									200	40.0	20.0	20.1
37	マンガン及びその化合物	○			○									0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	21.3
39	カルシウム、マグネシウム等 検査	○			○									300	60	30	51
40	懸濁物質	○			○									500	100	50	142
41	総イオン交換容量	○			○									0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジオキサモン	○		○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	○		○	○	○	○							0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	総イオン交換容量	○			○									0.01	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類	○			○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.5~8.5	-	-	7.5
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	-	-	0.2未満
		51	9	11	51	11	11	23	8	9	23	8	9	項目数			

注: 各種項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3~No.46」[mg/L]、「No.50~No.51」[ppm]、「No.2及びNo.47~No.49」[単位なし]

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水源地施設名

中継子町温泉保養センター

No	項目	令和6年度検査回数												基準値	測定精度		2022.01.01~3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		個1%	個1.1%		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.0005	0.00010	0.00006	0.00006未満
5	セレン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸塩	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.006	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10	2.0	1.0	1.8
12	フッ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.8	0.16	0.08	0.05未満
13	ホウ素及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	硫酸化酸素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び2,4,6-トリクロロフェノール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.6	-	-	0.10
22	クロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.009
26	臭素酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.01	-	-	0.001未満
27	地下リハロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.1	-	-	0.018
28	トリクロロ酢酸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.03	-	-	0.003
30	ブロモホルム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.09	-	-	0.007
31	ホルムアルデヒド	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.08	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満
33	アルミニウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	40.0	20.0	20.1
37	マンガン及びその化合物	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	21.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	52
40	高濃度窒素	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	500	100	50	144
41	陰イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.5~8.6	-	-	7.6
48	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異臭でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異臭でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満

注) 各検査項目の単位は、「No.1 [/mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

No	項目	令和6年度検査月表												基準値	測定基準値			2022.10.01~ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	5
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物	○			○											0.003	0.0005	0.0033	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	○			○											0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	○			○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物	○			○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	○			○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物	○			○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸根陰イオン	○			○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○							0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸根陰イオン及び亜硝酸根陰イオン	○			○				○							10	2.0	1.0	1.0
12	フッ素及びその化合物	○			○											0.8	0.15	0.08	0.08未満
13	ホウ素及びその化合物	○			○											1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	塩化硝酸根	○			○											0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	○			○											0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び2,4,6-トリクロロフェノール	○			○											0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン	○			○											0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	○			○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン	○			○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン	○			○											0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩化銅	○			○											0.5	-	-	0.11
22	クロロ酢酸	○			○											0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○											0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○											0.03	-	-	0.003未満
25	ジブロモクロロメタン	○			○											0.1	-	-	0.009
26	臭素酸	○			○											0.01	-	-	0.001未満
27	トリハロメタン	○			○											0.1	-	-	0.017
28	トリクロロ酢酸	○			○											0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○											0.03	-	-	0.003
30	ブロモホルム	○			○											0.09	-	-	0.006
31	ホルムアルデヒド	○			○											0.06	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	○			○											1.0	0.20	0.10	0.01
33	アルミニウム及びその化合物	○			○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
34	鉄及びその化合物	○			○											0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物	○			○											1.0	0.20	0.10	0.02
36	ナトリウム及びその化合物	○			○											200	40.0	20.0	20.0
37	マンガン及びその化合物	○			○											0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化銅イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	21.3
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○											300	60	30	52
40	窒素素質	○			○				○							500	100	50	128
41	銅イオン界面活性剤	○			○											0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジエタノール	○			○	○	○	○	○							0.0001	0.00002	0.00001	0.00001未満
43	2-メチルイソボルネオール	○			○	○	○	○	○							0.0001	0.00002	0.00001	0.00001未満
44	銅イオン界面活性剤	○			○											0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類	○			○											0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(魚有線炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.6
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2
		51	9	11	31	11	11	21	9	9	23	9	9		項目数				

注) 各種検査項目の単位は、「No.1 [mL]」、「No.3~No.46 [mg/L]」、「No.50~No.51 [度]」、「No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]」

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

竹之川公民館

No	項目	令和6年度検査月												基準値	検出基準			2021.01.01～ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		1/4	1/10	1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	75
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	
4	水銀及びその化合物				○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	
5	セレン及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
6	鉛及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001	
7	ヒ素及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
8	六価クロム化合物				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	
9	亜硝酸態窒素				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	
10	シアニドイオン及び塩化シアニ	○			○				○						0.01	-	-	0.001未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○				○						10	2.0	1.0	1.0	
12	フッ素及びその化合物				○										0.8	0.16	0.08	0.08未満	
13	水ウ素及びその化合物				○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	
14	四塩化炭素				○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	
15	1,4-ジオキサン				○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	
16	1,1,1,2-ジクロロエタン及び1,1,1,2-ジクロロエレン				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	
17	ジクロロメタン				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	
18	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
19	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
20	ベンゼン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
21	塩化銅	○			○				○						0.6	-	-	0.60	
22	クロロ酢酸	○			○				○						0.02	-	-	0.002未満	
23	クロロホルム	○			○				○						0.06	-	-	0.018	
24	ジクロロ酢酸	○			○				○						0.03	-	-	0.011	
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○						0.1	-	-	0.020	
26	臭素酸	○			○				○						0.01	-	-	0.001未満	
27	ジトリハロメタン	○			○				○						0.1	-	-	0.058	
28	トリクロロ酢酸	○			○				○						0.03	-	-	0.007	
29	ブロモジクロロメタン	○			○				○						0.03	-	-	0.018	
30	ブロモホルム	○			○				○						0.04	-	-	0.009	
31	ホルムアルデヒド	○			○				○						0.08	-	-	0.003未満	
32	亜鉛及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	
33	アルミニウム及びその化合物	○			○				○						0.2	0.04	0.02	0.01	
34	鉄及びその化合物				○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	
35	銅及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	
36	ナトリウム及びその化合物				○										200	40.0	20.0	18.8	
37	マンガン及びその化合物				○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	26.5	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	300	60	30	36	
40	亜硝酸態窒素	○			○				○						500	100	50	126	
41	陰イオン界面活性剤				○										0.2	0.04	0.02	0.02未満	
42	ジェオスミン				○										0.0001	0.000002	0.000001	0.000001未満	
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○	○							0.0001	0.000002	0.000001	0.000001未満	
44	非イオン界面活性剤				○	○	○								0.02	0.004	0.002	0.005未満	
45	フェノール類				○	○	○								0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.6	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	6.5～8.0	-	-	7.8	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	
		24	9	11	51	11	11	24	9	9	24	9	9		項目別				

注) 各検査項目の単位は、「No.1」[μL]、「No.3～No.46」[mg/L]、「No.50～No.51」[度]、「No.2及びNo.47～No.49」[単位なし]

水質検査表

令和6年度水質検査計画

水道施設名

牧川公民館

No	項目	令和6年度検査月表												基準値	測定結果		2021.01.01~ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		1/10	2/1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物				○										0.0006	0.00010	0.00005	0.0005未満
5	セレン及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアニドイオン及び塩化シアニド	○			○			○			○				0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○			○				10	2.0	1.0	1.2
12	フッ素及びその化合物				○										0.8	0.15	0.08	0.04未満
13	ホウ素及びその化合物				○										1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化硅素				○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン				○										0.05	0.010	0.005	0.005未満
16	2,2'-ビス(2-ヒドロキシエチル)プロパンジール				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○			○			○				0.8	-	-	0.40
22	クロロ酢酸	○			○			○			○				0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○			○			○				0.08	-	-	0.018
24	ジクロロ酢酸	○			○			○			○				0.02	-	-	0.011
25	ジブromoクロロメタン	○			○			○			○				0.1	-	-	0.019
26	臭素酸	○			○			○			○				0.01	-	-	0.001
27	地下リハロメタン	○			○			○			○				0.1	-	-	0.053
28	トリクロロ酢酸	○			○			○			○				0.03	-	-	0.009
29	ジブロモジクロロメタン	○			○			○			○				0.03	-	-	0.017
30	ブロモホルム	○			○			○			○				0.09	-	-	0.008
31	ホルムアルデヒド	○			○			○			○				0.08	-	-	0.008未満
32	亜硝酸及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.03
33	アルミニウム及びその化合物	○			○			○			○				0.2	0.04	0.02	0.10
34	鉄及びその化合物				○										0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物				○										200	40.0	20.0	18.7
37	マンガン及びその化合物				○										0.05	0.010	0.005	0.001未満
38	塩化無イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	28.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)				○										300	80	30	35
40	硫酸根イオン	○			○										500	100	50	147
41	陰イオン界面活性剤				○										0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジエチルアミン				○	○	○	○							0.0001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソボルネオール				○	○	○	○							0.0001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤				○										0.02	0.004	0.002	0.005未満
45	フェノール類				○										0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	9.8
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.5~9.5	-	-	7.8
48	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異臭でないこと	-	-	異臭なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異臭でないこと	-	-	異臭なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.8
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3

注: 各種項目の単位は、「No 1」[/mL]、「No 3~No 46」[mg/L]、「No 50~No 51」[度]、「No 2及びNo 47~No 49」(単位なし)

No	項目	令和6年度検査月												基準値	測定方法			2021.01.01~ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		1/5	2/10	1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物				○										0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	
4	水銀及びその化合物				○										0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	
5	セレン及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
6	鉛及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
7	ヒ素及びその化合物				○										0.01	0.002	0.001	0.001	
8	六価クロム化合物				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	
9	亜硝酸塩				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	○			○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	
11	硝酸塩窒素及び亜硝酸塩窒素	○			○				○				○		10	2.0	1.0	0.1未満	
12	タン酸及びその化合物				○								○		0.5	0.15	0.08	0.08未満	
13	ホウ素及びその化合物				○										1.0	0.2	0.1	0.1未満	
14	硫酸化炭素				○										0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	
15	1,4-ジオキサン				○										0.05	0.010	0.005	0.005未満	
16	2,4,6-トリクロロベンゼン及び1,2,4,6-テトラクロロベンゼン				○										0.04	0.008	0.004	0.004未満	
17	ジクロロメタン				○										0.02	0.004	0.002	0.002未満	
18	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
19	トリクロロエチレン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
20	ベンゼン				○										0.01	0.002	0.001	0.001未満	
21	塩化銅	○			○				○				○		0.6	-	-	0.30	
22	クロロ銅	○			○				○				○		0.02	-	-	0.002未満	
23	クロロホルム				○				○				○		0.06	-	-	0.001未満	
24	ジクロロ酢酸				○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	
25	ジブロモクロロメタン				○				○				○		0.1	-	-	0.001未満	
26	臭素酸				○				○				○		0.01	-	-	0.001未満	
27	ジトリハロメタン				○				○				○		0.1	-	-	0.001未満	
28	トリクロロ酢酸				○				○				○		0.03	-	-	0.003未満	
29	ブロモジクロロメタン				○				○				○		0.03	-	-	0.001未満	
30	ブロモホルム				○				○				○		0.09	-	-	0.001未満	
31	ホルムアルデヒド				○				○				○		0.08	-	-	0.008未満	
32	亜鉛及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	
33	アルミニウム及びその化合物	○			○				○				○		0.2	0.04	0.02	0.10	
34	鉄及びその化合物				○										0.3	0.06	0.03	0.03未満	
35	銅及びその化合物				○										1.0	0.20	0.10	0.01未満	
36	ナトリウム及びその化合物				○										200	40.0	20.0	19.1	
37	マンガン及びその化合物				○										0.05	0.010	0.005	0.001未満	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	21.1	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○				○				○		300	60	30	74	
40	亜硫酸塩	○			○				○				○		500	100	50	124	
41	非イオン界面活性剤				○				○				○		0.2	0.04	0.02	0.02未満	
42	ジエオキサン				○				○				○		0.0001	0.00002	0.00001	0.00001未満	
43	2-メチルイソボルネオール				○				○				○		0.0001	0.00002	0.00001	0.00001未満	
44	非イオン界面活性剤				○				○				○		0.02	0.004	0.002	0.002未満	
45	フェノール類				○				○				○		0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	
46	有機物(全有機炭素:TOCの量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	-	-	0.3未満	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8~8.5	-	-	0.1	
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	

注: 各種検査項目の単位は、No.1 [col], No.3~No.46 [mg/L], No.50~No.51 [mg/L], No.2及びNo.47~No.49 [単位なし]

No	項目	令和6年度検査月												基準値	測定結果			2021.01.01~ 3年間の最大値		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		1/10	2/10	1/10			
1	一歩検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	0
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物	○			○				○				○			0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	
4	水銀及びその化合物	○			○				○				○			0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	
5	セレン及びその化合物	○			○				○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	
6	鉛及びその化合物	○			○				○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	
7	ヒ素及びその化合物	○			○				○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	
8	六価クロム化合物	○			○				○				○			0.02	0.004	0.002	0.002未満	
9	亜硝酸態窒素	○			○				○				○			0.04	0.008	0.004	0.004未満	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○			○				○				○			0.01	-	-	0.001未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○				○				○			10	2.0	1.0	0.3	
12	フッ素及びその化合物	○			○				○				○			0.3	0.16	0.08	0.09	
13	水ウラン及びその化合物	○			○				○				○			1.0	0.2	0.1	0.1未満	
14	塩化化炭素	○			○				○				○			0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満	
15	1,4-ジオキサン	○			○				○				○			0.05	0.010	0.005	0.005未満	
16	2,4-ジクロロベンゼン(2,4-DCB)	○			○				○				○			0.04	0.008	0.004	0.004未満	
17	ジクロロメタン	○			○				○				○			0.02	0.004	0.002	0.002未満	
18	テトラクロロエチレン	○			○				○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	
19	トリクロロエチレン	○			○				○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	
20	ベンゼン	○			○				○				○			0.01	0.002	0.001	0.001未満	
21	塩化銅	○			○				○				○			0.5	-	-	0.23	
22	クロロ酢酸	○			○				○				○			0.02	-	-	0.002未満	
23	クロロホルム	○			○				○				○			0.06	-	-	0.001未満	
24	ジクロロ酢酸	○			○				○				○			0.02	-	-	0.002未満	
25	ジブロモクロロメタン	○			○				○				○			0.1	-	-	0.001未満	
26	臭素酸	○			○				○				○			0.01	-	-	0.001未満	
27	トリクロロメタン	○			○				○				○			0.1	-	-	0.001未満	
28	トリクロロ酢酸	○			○				○				○			0.03	-	-	0.002未満	
29	ジブロモクロロメタン	○			○				○				○			0.03	-	-	0.001未満	
30	ブromoホルム	○			○				○				○			0.06	-	-	0.001未満	
31	ホルムアルデヒド	○			○				○				○			0.06	-	-	0.008未満	
32	亜鉛及びその化合物	○			○				○				○			1.0	0.20	0.10	0.08	
33	アルミニウム及びその化合物	○			○				○				○			0.2	0.04	0.02	0.02	
34	鉄及びその化合物	○			○				○				○			0.3	0.06	0.03	0.03未満	
35	銅及びその化合物	○			○				○				○			1.0	0.20	0.10	0.03	
36	ナトリウム及びその化合物	○			○				○				○			200	40.0	20.0	19.8	
37	マンガン及びその化合物	○			○				○				○			0.05	0.010	0.005	0.001未満	
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	20.7	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○				○				○			300	60	30	54	
40	揮発性有機物	○			○				○				○			500	100	50	149	
41	陰イオン界面活性剤	○			○				○				○			0.2	0.04	0.02	0.02未満	
42	ジエチルミン	○			○				○				○			0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	
43	2,4-ジメチルイソボルネオール	○			○				○				○			0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満	
44	非イオン界面活性剤	○			○				○				○			0.02	0.004	0.002	0.005未満	
45	フェノール類	○			○				○				○			0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	7.9	
48	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.5未満	
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満	

注) 各種検査項目の単位は、(No.1 [mL])、(No.3~No.45 [mg/L])、(No.50~No.51 [度])、(No.2及びNo.47~No.49 [単位なし])

No	項目	令和6年度検査回数												基準値	検出基準値			2021:01.01~ 3年間の最大値	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		1)	2)	1/10		
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	-	2
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物	○			○			○				○			0.003	0.0006	0.0003	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	○			○			○				○			0.0005	0.00010	0.00005	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物	○			○			○				○			0.02	0.004	0.002	0.002	0.002未満
9	亜硝酸態窒素	○			○			○				○			0.04	0.008	0.004	0.004	0.004未満
10	シアニド化合物イオン及び酸化シアニ	○			○			○				○			0.01	-	-	-	0.001未満
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○				○			10	2.0	1.0	1.0	0.3
12	フッ素及びその化合物	○			○			○				○			0.6	0.16	0.08	0.08	0.09
13	ホウ素及びその化合物	○			○			○				○			1.0	0.2	0.1	0.1	0.1未満
14	四塩化砒素	○			○			○				○			0.02	0.004	0.002	0.002	0.002未満
15	1,4-ジオキサン	○			○			○				○			0.03	0.010	0.005	0.005	0.005未満
16	3,5-ジ(2,4,6-トリクロロフェニル)-1,2,4-三オキサ	○			○			○				○			0.04	0.008	0.004	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン	○			○			○				○			0.02	0.004	0.002	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001	0.001未満
20	ベンゼン	○			○			○				○			0.01	0.002	0.001	0.001	0.001未満
21	塩化銅	○			○			○				○			0.6	-	-	-	0.24
22	クロロ銅	○			○			○				○			0.02	-	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○			○				○			0.02	-	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酢酸	○			○			○				○			0.03	-	-	-	0.003未満
25	ジブromクロロメタン	○			○			○				○			0.1	-	-	-	0.001未満
26	臭素酸	○			○			○				○			0.01	-	-	-	0.001
27	トリハロメタン	○			○			○				○			0.1	-	-	-	0.001未満
28	トリクロロ酢酸	○			○			○				○			0.03	-	-	-	0.003未満
29	ブromジクロロメタン	○			○			○				○			0.03	-	-	-	0.001未満
30	ブromホルム	○			○			○				○			0.09	-	-	-	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	○			○			○				○			0.06	-	-	-	0.006未満
32	亜鉛及びその化合物	○			○			○				○			1.0	0.20	0.10	0.10	0.07
33	アルミニウム及びその化合物	○			○			○				○			0.2	0.04	0.02	0.02	0.02
34	鉄及びその化合物	○			○			○				○			0.3	0.06	0.03	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物	○			○			○				○			1.0	0.20	0.10	0.10	0.01未満
36	ナトリウム及びその化合物	○			○			○				○			200	40.0	20.0	20.0	19.9
37	マンガン及びその化合物	○			○			○				○			0.05	0.010	0.005	0.005	0.001未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	-	20.6
39	カルシウム、マグネシウム等 硬度	○			○			○				○			300	30	30	30	55
40	臭気残量	○			○			○				○			500	100	50	50	157
41	銅イオン界面活性剤	○			○			○				○			0.2	0.04	0.02	0.02	0.02未満
42	ジニオスミン	○			○			○				○			0.0001	0.00002	0.00001	0.00001	0.00001未満
43	2-メチルイソボルネオール	○			○			○				○			0.0001	0.00002	0.00001	0.00001	0.00001未満
44	銅イオン界面活性剤	○			○			○				○			0.02	0.004	0.002	0.002	0.002未満
45	フェノール類	○			○			○				○			0.005	0.0010	0.0005	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	-	8.0
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	-	0.5未満
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	-	0.2未満
51		51	9	11	51	11	11	51	9	9	51	9	9	検査数					

注:各検査項目の単位は、「No.1[μL]」、「No.3~No.46[mg/L]」、「No.50~No.51[度]」、「No.23及びNo.47~No.49[単位なし]」

No	項目	令和6年度検査頻度												基準値	測定基準値			2021/01/01～ 3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		① 1/5	② 1/10	3年間の最大値	
1	一価陰性	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	35
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない
3	カドミウム及びその化合物	○			○			○			○				0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	○			○			○			○				0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	○			○			○			○				0.01	0.002	0.001	0.001未満
6	鉛及びその化合物	○			○			○			○				0.01	0.002	0.001	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	○			○			○			○				0.01	0.002	0.001	0.001未満
8	六価クロム化合物	○			○			○			○				0.02	0.004	0.002	0.002未満
9	亜硝酸塩窒素	○			○			○			○				0.04	0.008	0.004	0.004未満
10	シアン化物イオン及び電化シアン	○			○			○			○				0.01	-	-	0.001未満
11	硝酸窒素及び亜硝酸窒素	○			○			○			○				10	2.0	1.0	0.3
12	フッ素及びその化合物	○			○			○			○				0.8	0.16	0.08	0.09
13	ホウ素及びその化合物	○			○			○			○				1.0	0.2	0.1	0.1未満
14	四塩化炭素	○			○			○			○				0.002	0.0004	0.0002	0.0002未満
15	1,4-ジオキサン	○			○			○			○				0.05	0.013	0.005	0.005未満
16	1,1,1-トリクロロエチレン及び1,1,2,2-テトラクロロエチレン	○			○			○			○				0.04	0.008	0.004	0.004未満
17	ジクロロメタン	○			○			○			○				0.02	0.004	0.002	0.002未満
18	テトラクロロエチレン	○			○			○			○				0.01	0.002	0.001	0.001未満
19	トリクロロエチレン	○			○			○			○				0.01	0.002	0.001	0.001未満
20	ベンゼン	○			○			○			○				0.01	0.002	0.001	0.001未満
21	塩素酸	○			○			○			○				0.8	-	-	0.23
22	クロロ酸	○			○			○			○				0.02	-	-	0.002未満
23	クロロホルム	○			○			○			○				0.06	-	-	0.001未満
24	ジクロロ酸	○			○			○			○				0.03	-	-	0.003未満
25	ジブromクロロメタン	○			○			○			○				0.1	-	-	0.001未満
26	臭素酸	○			○			○			○				0.01	-	-	0.001
27	トリハロメタン	○			○			○			○				0.1	-	-	0.001未満
28	トリクロロ酸	○			○			○			○				0.03	-	-	0.003未満
29	ブロモジクロロメタン	○			○			○			○				0.03	-	-	0.001未満
30	ブロモホルム	○			○			○			○				0.09	-	-	0.001未満
31	ホルムアルデヒド	○			○			○			○				0.06	-	-	0.008未満
32	亜鉛及びその化合物	○			○			○			○				1.0	0.20	0.10	0.10
33	アルミニウム及びその化合物	○			○			○			○				0.2	0.04	0.02	0.02
34	鉄及びその化合物	○			○			○			○				0.3	0.06	0.03	0.03未満
35	銅及びその化合物	○			○			○			○				1.0	0.20	0.10	0.01
36	ナトリウム及びその化合物	○			○			○			○				200	40.0	20.0	20.0
37	マンガン及びその化合物	○			○			○			○				0.05	0.010	0.005	0.005未満
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	20.8
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○			○			○				300	50	30	55
40	厚膜異電物	○			○			○			○				500	100	50	151
41	無イオン界面活性剤	○			○			○			○				0.2	0.04	0.02	0.02未満
42	ジエオスミン	○			○			○			○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
43	2-メチルイソホルネオール	○			○			○			○				0.00001	0.000002	0.000001	0.000001未満
44	非イオン界面活性剤	○			○			○			○				0.02	0.004	0.002	0.002未満
45	フェノール類	○			○			○			○				0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満
47	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8～8.6	-	-	7.9
48	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	異常なし
49	異臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	異常なし
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.7
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.2未満

注：各種検査項目の単位は、「No.1」[mg/L]、「No.3～No.46」[mg/L]、「No.50～No.51」[度]、「No.2及(No.41～No.49)」[単位なし]

No	項目	令和6年度検査月別												基準値	測定値			2021.01.01～3年間の最大値
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		1/1/5	2/1/10	3年間の最大値	
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	100	-	-	88	
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	検出されないこと	-	-	検出されない	
3	カドミウム及びその化合物				○									0.003	0.0006	0.0003	0.0003未満	
4	水銀及びその化合物				○									0.0005	0.00010	0.00005	0.00005未満	
5	セレン及びその化合物				○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	
6	鉛及びその化合物				○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	
7	ヒ素及びその化合物				○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	
8	六価クロム化合物				○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	
9	亜硝酸態窒素				○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	
10	シアン化合物イオン及び塩化シアン	○			○			○				○		0.01	-	-	0.001未満	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○			○			○				○		19	2.0	1.0	1.0	
12	フッ素及びその化合物				○							○		0.3	0.15	0.03	0.09	
13	水素臭素及びその化合物				○									1.0	0.2	0.1	0.1未満	
14	四塩化炭素				○									0.05	0.010	0.005	0.005未満	
15	1,4-ジオキサン				○									0.04	0.008	0.004	0.004未満	
16	ジクロロメタン				○									0.02	0.004	0.002	0.002未満	
17	トリクロロエチレン				○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	
18	トリクロロエチレン				○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	
19	ベンゼン				○									0.01	0.002	0.001	0.001未満	
20	塩化銅	○			○			○				○		0.6	-	-	0.21	
21	クロロ酢酸	○			○			○				○		0.02	-	-	0.002未満	
22	クロロホルム	○			○			○				○		0.06	-	-	0.001未満	
23	ジクロロ酢酸	○			○			○				○		0.03	-	-	0.003未満	
24	ジクロロメタン	○			○			○				○		0.1	-	-	0.001未満	
25	高錳酸	○			○			○				○		0.01	-	-	0.001未満	
26	トリハロメタン	○			○			○				○		0.1	-	-	0.001未満	
27	トリクロロ酢酸	○			○			○				○		0.03	-	-	0.003未満	
28	ブromoジクロロメタン	○			○			○				○		0.03	-	-	0.001未満	
29	ブromoホルム	○			○			○				○		0.09	-	-	0.001未満	
30	ホルムアルデヒド	○			○			○				○		0.06	-	-	0.008未満	
31	亜鉛及びその化合物				○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	
32	アルミニウム及びその化合物				○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	
33	鉄及びその化合物				○									0.3	0.06	0.03	0.03未満	
34	銅及びその化合物				○									1.0	0.20	0.10	0.01未満	
35	ナトリウム及びその化合物				○									200	40.0	20.0	15.6	
36	マンガン及びその化合物				○									0.05	0.010	0.005	0.001未満	
37	塩化銅イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	200	-	-	21.4	
38	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○			○			○				○		300	60	30	35	
39	亜硝酸態窒素	○			○			○				○		500	100	50	12.4	
40	陰イオン界面活性剤				○									0.2	0.04	0.02	0.02未満	
41	ジエチルミン			○	○		○	○						0.0001	0.00002	0.00001	0.00001未満	
42	2-メチルイソボルネオール			○	○		○	○						0.0001	0.00002	0.00001	0.00001未満	
43	非イオン界面活性剤				○									0.02	0.004	0.002	0.003未満	
44	フェノール類				○									0.005	0.0010	0.0005	0.0005未満	
45	有機物(全有機炭素 TOC)の量	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	3	-	-	0.3未満	
46	pH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5.8 ~ 8.6	-	-	8.2	
47	臭	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	
48	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	異常でないこと	-	-	異常なし	
49	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	5	-	-	0.6	
50	温度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	2	-	-	0.3	
		24	9	11	51	11	11	24	9	9	24	9	9	項目数				

注: 各種検査項目の単位は、「No 1」[ml]、「No 3~No 46」[mg/L]、「No 50~No 51」[度]、「No 2及びNo 47~No 49」[単位なし]

別表2

検査項目及び検査頻度 (原水)

(令和6年度)

《 ~令和5年12月 までの検査結果に基づき作成 《

クリプトスポリジウム等の原水の検査関連

汚染のおそれの判断

指標菌	水源種別	汚染のおそれ	
検出	表流水(河川水・湖沼水・ダム水)	汚染のおそれが高い	レベル4
	地下水(伏流水・湧水・浅井戸・深井戸)	汚染のおそれがある	レベル3
不検出	被圧地下水以外	当面、汚染の可能性が低い	レベル2
	被圧地下水のみ(主に深井戸)	汚染の可能性が低い	レベル1

施設整備

レベル	施設整備
レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ・ろ過設備(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過)を整備し、ろ過池出口の濁度を 0.1 度以下で常時監視(高感度濁度計整備) ・又はろ過した後に紫外線処理
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ・上記設備又は紫外線処理設備

原水の検査

レベル	施設整備	検査項目	検査頻度
レベル4	整備済	クリプトスポリジウム等検査	1回以上/年
レベル3		指標菌検査	1回以上/年
レベル3	施設整備中	クリプトスポリジウム等検査	1回以上/3ヶ月
レベル2		指標菌検査	1回以上/1ヶ月
レベル2	—	指標菌検査	1回以上/3ヶ月
レベル1	—	原水39項目検査	1回/年
		井戸内部の撮影	1回/3年

注) 指標菌＝大腸菌、嫌気性芽胞菌

クリプトスポリジウム等＝通常の塩素消毒で死滅しない耐塩素性病原生物

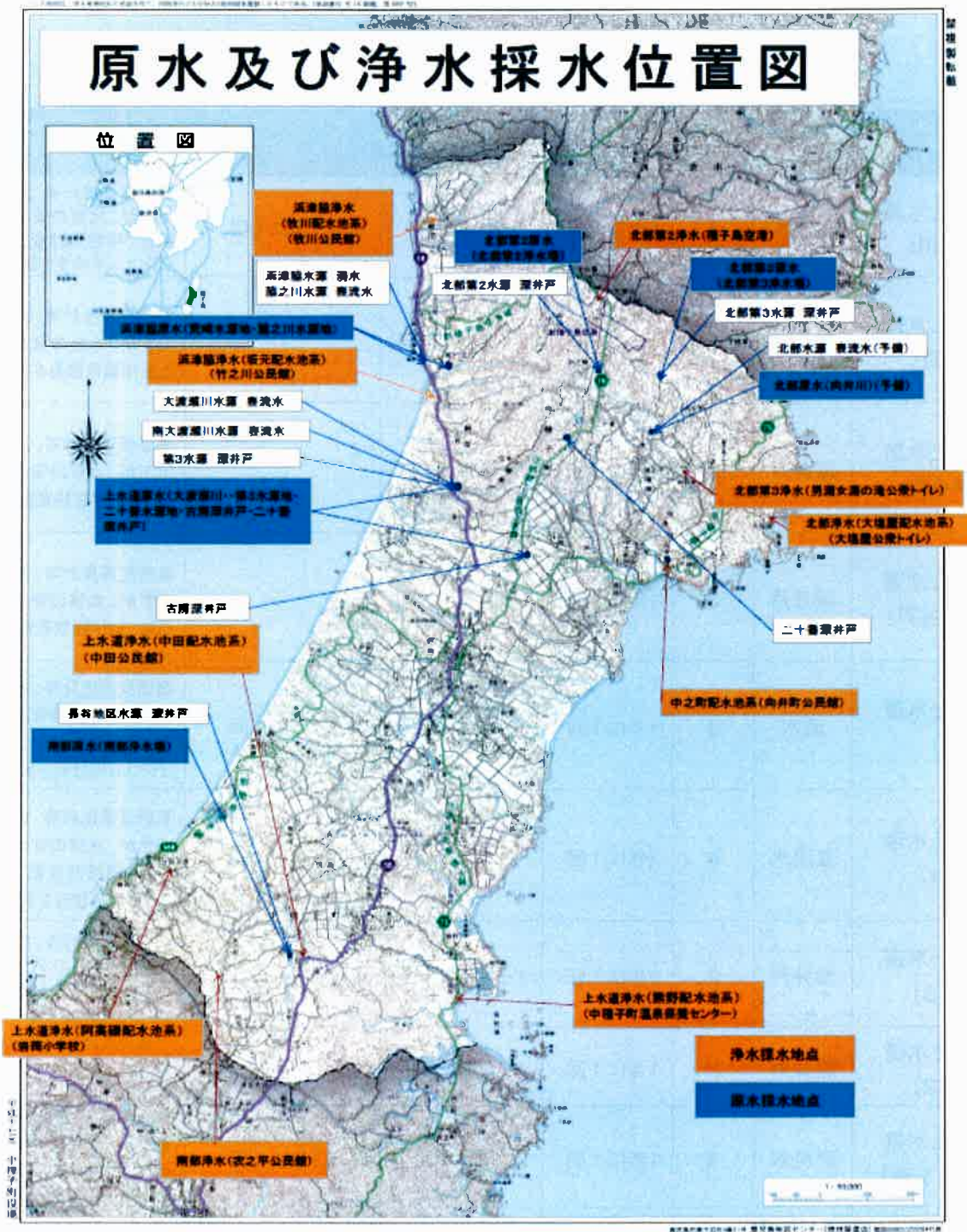
令和6年度 クリプトスポリジウム等対策における水質検査実施計画

事業名	水源名	種別	レベル	施設 整備	原水検査項目	検査/年
中種子町 上水道	大渡瀬川	表流水	レベル4		クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回 1回
	古房深井戸	深井戸	レベル2		指標菌検査	4回
	二十番深井戸	深井戸	レベル2		指標菌検査	4回
	荒崎水源	湧水	レベル3	整備済	クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回 1回
	脇之川水源	表流水	レベル4	整備済	クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回 1回
	北部第3水源	深井戸	レベル2	整備済	指標菌検査	4回
	北部第2水源	深井戸	レベル2	整備済	指標菌検査	4回
	北部水源 (予備)	表流水	レベル4	整備済	クリプトスポリジウム等 指標菌検査	1回 1回
	南部水源 (長谷)	深井戸	レベル2	—	指標菌検査	4回

令和6年度 原水水質検査実施計画一覧表

施設名称	種別	レベル	原水 39 項目	指標菌	クリプトスポリジウム等	備考
中種子町上水道 (大渡瀬川)	表流水	4	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等、施設整備済みですが、水質の安全性を確保する為、指標菌検査、クリプトスポリジウム等検査を実施します。
中種子町上水道 (第3水源)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	高感度濁度計等、施設整備済みですが、水質の安全性を確保する為指標菌検査を実施します。
中種子町上水道 (古房深井戸)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	高感度濁度計等、施設整備済みですが、水質の安全性を確保する為、指標菌検査を実施します。
中種子町上水道 (二十番深井戸)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	高感度濁度計等、施設整備済みですが、水質の安全性を確保する為、指標菌検査を実施します。
中種子町上水道 (荒崎)	湧水	3	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等、施設整備済みですが、水質の安全性を確保する為、指標菌検査、クリプトスポリジウム等検査を実施します。
中種子町上水道 (脇之川)	表流水	4	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等、施設整備済みですが、水質の安全性を確保する為、指標菌検査、クリプトスポリジウム等検査を実施します。
中種子町上水道 (北部第3)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	高感度濁度計等、施設整備済みですが、水質の安全性を確保する為、指標菌検査を実施します。
中種子町上水道 (北部第2)	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	また、北部第2水源については今後の動向を注視しながら、有機フッ素化合物(PFPS・PFOA)の検査を実施します。
中種子町上水道 (北部) 【予備】	表流水	4	1年に1回	1年に1回	1年に1回	高感度濁度計等、施設整備済みですが、水質の安全性を確保する為、指標菌検査、クリプトスポリジウム等検査を実施します。
中種子町上水道 (長谷(南部))	深井戸	2	1年に1回	3ヶ月毎に1回	—	—

別添資料



【お問い合わせ先】
 中種子町 水道課
 〒891-3792 熊毛郡中種子町野間5186番地
 TEL 0997 - 27 - 1111